

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、その翌日)  
が、休日は、その翌日

## 目 次

### ◇ 告 示

町等の区域の新設等（地方課）

鳥取県婦人問題意識調査実施要領（青少年婦人課）

結核予防法による指定医療機関の辞退（健康対策課）

飼料の試験の結果の概要（畜産課）

土地改良事業の認可（農村整備課）

土地改良事業の工事の完了（五件）（〃）

開発行為に関する工事の完了（四件）（都市計画課）

不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定等の一部改正

### ◇ 公安告示

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による聴聞（防犯少年課）

## 告 示

### 鳥取県告示第六百八十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町の区域を新たに画し、変更し及び字の区域を廢止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する町  
の名称

同上の区域（平成元年二月二十三日現在の地番による。）

福吉町

- 倉吉市字福吉町の全域
- 倉吉市字牢町の全域
- 倉吉市字布留舎沖の全域
- 倉吉市字皂樹の全域
- 倉吉市字見取の全域
- 倉吉市字長門土手の全域
- 倉吉市字東出口の全域
- 倉吉市字西出口の全域
- 倉吉市字西大流一四一七、一四一七の一から一四一七の九まで、一四一七の一から一四一七の一三まで、一四一七の一六から一四一七の三五まで、一四一七の三七から一四一七の三九まで、一四一八の一、一四一八の三から一四一八の五まで、一四一八の七及びこれらと一体をなす国有地
- 倉吉市字東大流の全域
- 倉吉市字金森一五二九の四から一五二九の九まで、一五二九の一七、一五二九の一八及びこれらと一体をなす国有地

越殿町

倉吉市字藪ノ沖の全域  
 倉吉市字西大流のうち一四一七、一四二七の二から一四一七の九まで、一四一七の一から一四二七の三三まで、一四一七の一六から一四一七の三五まで、一四一七の三七から一四一七の三九まで、一四一八の一、一四一八の三から一四一八の五まで、一四一八の七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

倉吉市字金森一五二九の一六、一五三〇の一、一五三〇の二、一五三〇の四、一五三〇の六、一五三〇の七及びこれらと一体をなす国有地

倉吉市字茶屋渡のうち一五三四の一から一五三四の三まで、一五三五の一、一五三五の三、一五三六の一、一五三六の三から一五三六の五まで、一五三六の七、一五三六の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

倉吉市字南越殿の全域

福吉町二丁目

倉吉市字下中島の全域  
 倉吉市字中島の全域  
 倉吉市字金森のうち一五二九の四から一五二九の九まで、一五二九の一六から一五二九の一八まで、一五三〇の一、一五三〇の二、一五三〇の四、一五三〇の六、一五三〇の七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

倉吉市字茶屋渡一五三四の一から一五三四の三まで、一五三五の一、一五三五の三、一五三六の一、一五三六の三から一五三六の五まで、一五三六の七、一五三六の八及びこれらと一体をなす国有地

倉吉市字的場一五八一の一から一五八一の四まで、一五八一の七、一五八三の二、一五八五の一、一五八五の三、一五八五の五から一五八五の九まで、一五八六の一、一五八六の三、一五八六の四、一五八七の一、一五八七の三、一五八七の四、一五八八の一、一五八八の二、一五八八の四及びこれらと一体をなす国有地

倉吉市字上中島の全域

越中町

倉吉市字養玄開の全域  
 倉吉市字千人破戸一六八六の一から一六八六の三まで、一六八九の一、一六八九の二、一六九〇の一から一六九〇の三まで、一六九〇の六、一六九三の一、一六九三の二、一六九四の一、一六九七の一、一六九七の四、一六九七の五、一六九七の七及びこれらと一体をなす国有地

倉吉市字新蔵附一七〇八の一、一七〇八の二、一七〇八の四、一七〇八の五、一七〇九の一、一七一〇の一、一七一〇の二及びこれらと一体をなす国有地

倉吉市字西淀広一八四九の二から一八四九の七まで、一八五〇の一から一八五〇の六まで及びこれらと一体をなす国有地

倉吉市字北越殿のうち一五七二の一、一五七二の二、一五七三、一五七四の一から一五七四の四まで、一五七五の一から一五七五の三まで、一五七六、一五七六の一、一五七七の二、一五七七の四から一五七七の六まで、一五七七の九から一五七七の一〇まで、一五七八、一五七八の一、一五七八の六、一五七八の七、一五七八の一〇から一五七八の一八まで、一五七八の二一、一五七八の二三から一五七八の二七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

倉吉市字的場のうち一五八一の一から一五八一の四まで、一五八一の七、一五八三の二、一五八五の一、一五八五の三、一五八五の五から一五八五の九まで、一五八六の一、一五八六の三、一五八六の四、一五八七の一、一五八七の二、一五八八の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

倉吉市字隈ノ沢のうち一七三三の一から一七三三の三まで、一七三四の一から一七三四の三まで、一七三四の五から一七三四の九まで、一七三五の一から一七三五の二まで、一七三六の一から一七三六の三まで、一七四三の七、一七四三の八、一七四四の一、一七四四の二から一七四四の四一まで、一七四四の一四から一七四四の一六まで、一七

広瀬町

四五、一七四五の一から一七四五の五まで、一七四六の一から一七四六の四まで、一七四六の七から一七四六の二二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

倉吉市字広瀬町二〇四二の一九、二〇四二の二〇、二〇五六の一、二〇五六の二及びこれらと一体をなす国有地の一部

倉吉市字越中町のうち二二三六の一から二二三六の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

倉吉市字北越殿一五七二の一、一五七二の二、一五七三、一五七四の一から一五七四の四まで、一五七五の一から一五七五の三まで、一五七六、一五七六の一、一五七六の二、一五七七の一から一五七七の六まで、一五七七の九から一五七七の一まで、一五七八、一五七八の一、一五七八の六、一五七八の七、一五七八の一〇から一五七八の一八まで、一五七八の二一、一五七八の二三から一五七八の二七まで及びこれらと一体をなす国有地

倉吉市字新蔵附一七二二の一、一七二二の二、一七二三、一七二六の一、一七二六の三、一七二六の四、一七二六の一〇、一七二七の一から一七二七の二二まで、一七二七の一四、一七二七の二五、一七二八の一から一七二八の七まで、一七二八の九、一七二八の一〇、一七二八の一三から一七二八の二二まで、一七二九の一から一七二九の六まで、一七二〇の一、一七二〇の二、一七二〇の九から一七二〇の二二まで、一七二二の一から一七二二の四まで、一七二二の四、一七二六の一から一七二六の四まで、一七二七の一から一七二七の一まで及びこれらと一体をなす国有地

倉吉市字隈ノ沢一七三三の一から一七三三の三まで、一七三四の一から一七三四の三まで、一七三四の五から一七三四の九まで、一七三五の一から一七三五の一まで、一七三六の一から一七三六の三まで、一七四三の七、一七四三の八、一七四四の一、一七四四の八から一七四四の一一まで、一七四四の一四から一七四四の一六まで、一七四五、

河原町

一七四五の一から一七四五の五まで、一七四六の一から一七四六の四まで、一七四六の七から一七四六の二二まで及びこれらと一体をなす国有地

倉吉市字広瀬町のうち一九八九の一から一九八九の三まで、一九九〇の内第一、一九九〇の二、一九九一、一九九二の次一、二〇四二の一九、二〇四二の二〇、二〇五六の一、二〇五六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

倉吉市字千人破戸のうち一六八六の一から一六八六の三まで、一六八九の一、一六八九の二、一六九〇の一から一六九〇の三まで、一六九〇の六、一六九三の一、一六九三の二、一六九四の一、一六九七の一、一六九七の四、一六九七の五、一六九七の七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

倉吉市字新蔵附のうち一七〇八の一、一七〇八の二、一七〇八の四、一七〇八の五、一七〇九の一、一七一〇の一、一七一〇の二、一七一〇の三、一七一〇の四、一七一〇の五、一七一〇の六、一七一〇の七、一七一〇の八、一七一〇の九、一七一〇の一〇、一七一〇の一三から一七一〇の二二まで、一七一〇の二五、一七一〇の二八の七まで、一七一〇の九、一七一〇の一〇、一七一〇の一三から一七一〇の二二まで、一七一一の一から一七一一の六まで、一七二〇の一、一七二〇の二、一七二〇の九から一七二〇の二二まで、一七二二の一から一七二二の四まで、一七二二の四、一七二六の一から一七二六の四まで、一七二七の一から一七二七の一まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

倉吉市字新蔵道の全域

倉吉市字東淀広の全域

倉吉市字西淀広のうち一八四九の二から一八四九の七まで、一八五〇の一から一八五〇の六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

倉吉市字上矢名田のうち一九三〇の一から一九三〇の三

|               |   |
|---------------|---|
|               | <p>で及びこれらと一体をなす国有地以外の区域<br/>倉吉市字下矢名田の全域<br/>倉吉市字広瀬町一九八九の一から一九八九の三まで、一九九〇の内第一、一九九〇の二、一九九一及びこれらと一体をなす国有地<br/>倉吉市字鍛冶町二丁目二八八三、二八八四、二八八六、二八八七、二八八七の一、二八八八の二及びこれらと一体をなす国有地の一部<br/>倉吉市字法仙三〇〇一から三〇〇三まで、三〇〇七の二から三〇〇七の四まで、三〇一〇、三〇一〇の一から三〇一〇の六まで、三〇一〇の八から三〇一〇の一八まで、三〇一一の三から三〇一一の六まで、三〇一一の八から三〇一一の一〇まで、三〇一一の一五から三〇一一の二三まで、三〇一九、三〇二〇の一から三〇二〇の三まで、三〇二三、三〇二五の一、三〇二五の二、三〇三〇の八、三〇三〇の九、三〇三〇の二、三〇三〇の三、三〇三〇の四、三〇三〇の五、三〇三〇の七、三〇三〇の八、三〇三〇の九、三〇三〇の三、三〇四〇から三〇四四まで、三〇四八及びこれらと一体をなす国有地<br/>倉吉市字今屋敷三〇五〇の一から三〇五〇の四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部<br/>倉吉市字外馬場の全域<br/>倉吉市字矢名田の全域</p> |
| <p>鍛冶町二丁目</p> | <p>倉吉市字広瀬町一九九二の次一<br/>倉吉市字鍛冶町二丁目のうち二八八三、二八八四、二八八六、二八八七、二八八七の一、二八八八の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域<br/>倉吉市字鮎田のうち二九〇一、二九〇一の一、二九〇二、二九〇二の二から二九〇二の四まで、二九〇三の一、二九〇三の三、二九〇三の五から二九〇三の九まで、二九〇四、二九〇四の一、二九〇四の三から二九〇四の六まで、二九〇四の八から二九〇四の一三まで、二九〇五、二九〇</p>  |
| <p>西岩倉町</p>   | <p>五の二から二九〇五の四まで、二九〇六、二九〇六の二、二九〇七、二九〇七の二、二九〇七の五から二九〇七の一〇まで、二九〇八の一から二九〇八の八まで、二九〇九の一から二九〇九の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域<br/>倉吉市字中長二九八〇の三、二九八〇の五から二九八〇の九まで、二九八〇の一、二、二九八〇の一三、二九八〇の一八、二九八〇の二四から二九八〇の二九まで、二九八〇の三一から二九八〇の三七まで、二九八一の一、二九八一の一、二及びこれらと一体をなす国有地<br/>倉吉市字町裏二九九一の三七、二九九一の三八、二九九一の四八から二九九一の五〇まで、二九九一の七一、二九九一の七三、二九九一の九六、二九九一の一〇四、二九九一の一から二九九一の四まで、二九九八の一〇から二九九八の一七まで、二九九八の一九から二九九八の二四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>  |
| <p>東岩倉町</p>   | <p>倉吉市字越中町二一三六の一から二一三六の三まで及びこれらと一体をなす国有地<br/>倉吉市字西岩倉町の全域<br/>倉吉市字東岩倉町二二二六及びこれらと一体をなす国有地の一部<br/>倉吉市字東家士町二七三二の一<br/>倉吉市字西家士町二七三五の二、二七三八の二</p>   |
| <p>瀬崎町</p>    | <p>倉吉市字東岩倉町のうち二二二六及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域<br/>倉吉市字東家士町のうち二七三二の一以外の区域<br/>倉吉市字西家士町のうち二七三五の二、二七三八の二以外の区域<br/>倉吉市字浅田谷の全域</p>  |

余戸谷町

倉吉市字上矢名田一九三〇の一から一九三〇の三まで及びこれらと一体をなす国有地

倉吉市字玉之助のうち二九七〇の一〇、二九七〇の一、二九七一の二、二九七一の二五から二九七一の三一まで、二九七一の三三から二九七一の四三まで、二九七一の四六から二九七一の五一まで、二九七九の一二から二九七九の一六まで、二九七五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

倉吉市字中長のうち二九八〇の二、二九八〇の三、二九八〇の五から二九八〇の九まで、二九八〇の一二、二九八〇の一三、二九八〇の一八、二九八〇の二四から二九八〇の二九まで、二九八〇の三一から二九八〇の三七まで、二九八一の一、二九八一の一二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

倉吉市字町裏のうち二九九一の三七、二九九一の三八、二九九一の四八から二九九一の五〇まで、二九九一の七一、二九九一の七三、二九九一の九六、二九九一の一〇四、二九九八の一から二九九八の四まで、二九九八の一〇から二九九八の一七まで、二九九八の一九から二九九八の二四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

倉吉市字法仙のうち三〇〇一から三〇〇三まで、三〇〇七の二から三〇〇七の四まで、三〇一〇、三〇一〇の一から三〇一〇の六まで、三〇一〇の八から三〇一〇の一八まで、三〇一一の三から三〇一一の六まで、三〇一一の八から三〇一一の一〇まで、三〇一一の一五から三〇一一の二三まで、三〇一九、三〇二〇の一から三〇二〇の三まで、三〇二三、三〇二五の一、三〇二五の二、三〇三〇の八、三〇三〇の九、三〇三〇の一二、三〇三〇の二三、三〇三〇の四八、三〇三〇の五三、三〇三〇の七九、三〇三〇の八〇、三〇三〇の八三、三〇四〇から三〇四四まで、三〇四八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域  
倉吉市字今屋敷のうち三〇五〇の一から三〇五〇の四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

鍛冶町一丁目

倉吉市字馬場の全域  
倉吉市字山ノ下の全域  
倉吉市字谷田の全域  
倉吉市字高間田の全域  
倉吉市字清水出の全域  
倉吉市字四十二丸のうち三五九〇から三五九二まで、三五九三の一から三五九三の五まで、三五九四、三五九九の一から三五九九の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域  
倉吉市字サコ田の全域  
倉吉市字稲置の全域  
倉吉市字中田の全域

倉吉市字鍛冶町一丁目の全域  
倉吉市字鱈田二九〇一、二九〇一の一、二九〇二、二九〇二の二から二九〇二の四まで、二九〇三の一、二九〇三の三、二九〇三の五から二九〇三の一九まで、二九〇四、二九〇四の一、二九〇四の三から二九〇四の六まで、二九〇四の八から二九〇四の一一まで、二九〇五、二九〇五の二から二九〇五の四まで、二九〇六、二九〇六の二、二九〇七、二九〇七の二、二九〇七の五から二九〇七の一〇まで、二九〇八の一から二九〇八の八まで、二九〇九の一から二九〇九の三まで及びこれらと一体をなす国有地  
倉吉市字玉之助二九七〇の一〇、二九七〇の一、二九七一の二、二九七一の二五から二九七一の三一まで、二九七一の三三から二九七一の四三まで、二九七一の四六から二九七一の五一まで、二九七九の一二から二九七九の一六まで、二九七五及びこれらと一体をなす国有地  
倉吉市字亀岩の全域  
倉吉市字中長二九八〇の二及びこれと一体をなす国有地

|            |  |
|------------|--|
| 区域を変更する町の名 | 同上の区域（平成元年二月二十三日現在の地番による。）   |
| みどり町       | 倉吉市みどり町のうち三二九〇の二、三二九〇の三、三二九五の四、三二九五の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域<br>倉吉市字谷畑三二九八の一、三二九八の一七、三二九八の三四、三二九六の一及びこれらと一体をなす国有地  |
| 八幡町        | 倉吉市みどり町三二九〇の二、三二九〇の三、三二九五の四、三二九五の五及びこれらと一体をなす国有地<br>倉吉市字谷畑のうち三二九八の一、三二九八の一七、三二九八の三四、三二九六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域<br>倉吉市字四十二丸三五九〇から三五九二まで、三五九三の一から三五九三の五まで、三五九四、三五九九の一から三五九九の三まで及びこれらと一体をなす国有地<br>倉吉市字藝才寺の全域<br>倉吉市八幡町字久米谷の全域<br>倉吉市八幡町字下久米谷の全域  |
| 廃止する字の名称   | 倉吉市字福吉町、倉吉市字牟町、倉吉市字布留舎沖、倉吉市字皂樹、倉吉市字見取、倉吉市字長門土手、倉吉市字東出口、倉吉市字西出口、倉吉市字西大流、倉吉市字東大流、倉吉市字金森、倉吉市字藪ノ沖、倉吉市字茶屋渡、倉吉市字南越殿、倉吉市字下中島、倉吉市字中島、倉吉市字的場、倉吉市字上中島、倉吉市字養玄開、倉吉市字千人破戸、倉吉市字新蔵附、倉吉市字西淀広、倉吉市字北越殿、倉吉市字隈ノ沢、倉吉市字広瀬町、倉吉市字越中町、倉吉市字新蔵道、倉吉市字東淀広、倉吉市字上矢名田、倉吉市字下矢名田、倉吉市字鍛冶町二丁目、倉吉市字法仙、倉吉市字今屋敷、倉吉市字外馬場、倉吉市字矢名田、倉吉市字鮎田、 |

倉吉市字中長、倉吉市字町裏、倉吉市字西岩倉町、倉吉市字東岩倉町、倉吉市字東家土町、倉吉市字西家土町、倉吉市字浅田谷、倉吉市字鍛冶町一丁目、倉吉市字亀岩、倉吉市字玉之助、倉吉市字馬場、倉吉市字山ノ下、倉吉市字谷田、倉吉市字高間田、倉吉市字清水出、倉吉市字四十二丸、倉吉市字サコ田、倉吉市字稲置、倉吉市字中田、倉吉市字谷畑、倉吉市字藝才寺、倉吉市八幡町字久米谷、倉吉市八幡町字下久米谷

鳥取県告示第六百八十七号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）に基づき、鳥取県婦人問題意識調査を次の要領により行うので、同条例第二条の規定により告示する。

平成元年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県婦人問題意識調査実施要領

一 調査の目的

この調査は、婦人問題に関する県民の意識と生活実態を把握し、前回調査との比較をしながら、今後の婦人行政施策の基礎資料とすることを目的とする。

二 調査項目

この調査は、次の項目に関する県民の意識及び実態を調査する。  
（一） 社会参加について

- (一) 結婚について
- (二) 家庭について
- (三) 生活時間について
- (四) 生きがい、不安について
- (五) 老人介護について
- (六) 男女平等、女性の地位向上について
- (七) 職業について
- (八) 地域社会について
- (九) 婦人行政について

三 調査対象

この調査は、次の表に掲げる地域に在住する満二十歳から七十歳までの男女のうちから無作為に抽出された一、二〇〇人を対象とする。

| 市町名 | 地 域   |
|-----|---|
| 鳥取市 | 若桜町、鍛冶町並びに南町、秋里、安長、吉方町一丁目、立川町一丁目、卯垣三丁目及び湖山町東一丁目の各一部 |
| 米子市 | 富益町並びに米原、錦町三丁目、東山町、立町二丁目、上後藤及び車尾の各一部                |
| 倉吉市 | 上井町一丁目、米田町、駄経寺町及び福吉町の各一部                            |
| 境港市 | 新屋町、麦垣町及び外江町の各一部                                    |
| 岩美町 | 大字浦富の一部   |

|     |                           |
|-----|---------------------------|
| 郡家町 | 大字市場                      |
| 用瀬町 | 大字屋住及び大字江波                |
| 智頭町 | 大字大屋及び大字早瀬                |
| 気高町 | 大字宝木の一部                   |
| 東郷町 | 大字野方及び大字白石                |
| 関金町 | 大字今西及び大字泰久寺の各一部           |
| 東伯町 | 大字美好及び大字三保の一部             |
| 西伯町 | 大字馬場並びに大字法勝寺、大字倭及び大字西の各一部 |
| 淀江町 | 大字西原の一部                   |
| 名和町 | 大字高田の一部                   |
| 日南町 | 神戸上の一部                    |
| 溝口町 | 溝口の一部                     |

四 調査方法

この調査は、調査該当市町長の推薦を受けて知事が委嘱した調査員が調査票を配布し、後日収集することによって行う。

五 調査期日

平成元年七月一日

六 調査の結果の公表

この調査の結果は、結果報告書を作成して公表するものとする。

鳥取県告示第六百八十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があったので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成元年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 医療機関名     | 所在地           | 辞退年月日      |
|-----------|---------------|------------|
| 内科小児科山脇医院 | 岩美郡国府町奥谷一丁目一〇 | 平成元年五月二十六日 |
| 田辺外科医院    | 米子市道笑町四丁目九五   | 平成元年五月三十一日 |
| 中西医院      | 境港市上道町七二三一一   | 〃          |
| 常松内科小児科医院 | 米子市福市五七四一五    | 平成元年六月一日   |
| 小鴨薬局      | 倉吉市丸山町四七八一一   | 平成元年五月三十一日 |
| 小鴨薬局昭和店   | 倉吉市昭和町二丁目一    | 〃          |

鳥取県告示第六百八十九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、平成元年五月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成元年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次





|                             |  |                                |     |      |      |     |      |      |      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----------------------------|--|--------------------------------|-----|------|------|-----|------|------|------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 八尾市<br>八尾飼料株式会社             |  | 日清印<br>肉生用配合飼料                 | 1.4 | 13.3 | 4.2  | 4.1 | 6.2  | 1.03 | 0.60 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                             |  | 肉生粗粒後期<br>ミルチケナラス              | 1.5 | 31.5 | 12.5 | 7.8 | 6.4  | 0.72 | 0.62 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 下関市<br>林業産業株式会社<br>飼料事業本部   | 境港市竹内団地<br>57<br>株式会社ミシロ                 | みるは印配合飼料<br>効すう                | 1.5 | 21.1 | 4.1  | 3.0 | 5.3  | 0.95 | 0.63 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 三原市<br>日和産業株式会社<br>三原工場     | 境港支店                                     | ⑤みるは印配合飼料<br>エーデルワッヅ           | 1.5 | 18.3 | 4.0  | 2.2 | 10.0 | 3.15 | 0.55 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 境港市<br>株式会社大伸水産<br>海洋資源科学工場 | 境港市昭和町13-1<br>10<br>株式会社大伸水産<br>海洋資源科学工場 | ニチワ印中難用配合飼料<br>大伸水産フイッシュミ<br>ル | 1.5 | 18.2 | 3.4  | 3.1 | 6.1  | 1.08 | 0.98 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

注 1 飼料の名称の欄中「⑤」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。  
2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第六百九十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、若桜町が行う土地改良事業(土地改良総合整備事業(一般)池田地区区画整理)を平成元年六月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百九十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の二第一項の

規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 事業主体 | 土地改良事業の名称               | 工事を完了年月日     |
|------|-------------------------|--------------|
| 岩美町  | 団体宮ため池等整備事業宇治地区ため池等整備   | 昭和五十九年二月十日   |
| "    | 単県土地改良事業日比野山地区ほ場整備      | 昭和五十九年八月七日   |
| "    | 集落農業構造改善事業新井(惣座)地区農業用排水 | 昭和五十九年三月二十一日 |

|           |               |                       |                |                       |
|-----------|---------------|-----------------------|----------------|-----------------------|
| "         | "             | "                     | "              | "                     |
| 新井(棚田)地区" | 新井(庄司線)地区農道整備 | 農林業同和对策事業恩志(岩山)地区ほ場整備 | 新農業構造改善事業白地地区" | 団体宮かんがい排水事業法正寺地区農業用排水 |
| "         | 昭和五十九年三月二十五日  | 昭和五十九年三月三十日           | 昭和五十九年八月十七日    | 昭和五十八年四月十五日           |

鳥取県告示第六百九十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

|      |                              |              |
|------|------------------------------|--------------|
| 事業主体 | 土地改良事業の名称                    | 工事を完了年月日     |
| 岩美町  | 単県土地改良事業大谷地区農業用排水            | 昭和五十七年三月一日   |
| "    | 長郷地区"                        | 昭和五十七年三月二十四日 |
| "    | 第三期山村振興農林漁業対策事業洗井(大井手用水路)地区" | 昭和六十一年三月二十八日 |

|                 |              |                   |                       |
|-----------------|--------------|-------------------|-----------------------|
| "               | "            | "                 | "                     |
| 洗井(むしろ田線)地区農道整備 | 藤用水路)地区農業用排水 | 新農業構造改善事業宇治地区ほ場整備 | 農用地利用増進特別対策事業陸上地区農道舗装 |
| "               | 陸上(間)        | 昭和五十六年五月十二日       | 昭和五十七年三月二十五日          |

鳥取県告示第六百九十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

|      |                                 |              |
|------|---------------------------------|--------------|
| 事業主体 | 土地改良事業の名称                       | 工事を完了年月日     |
| 淀江町  | 農村基盤総合整備事業西尾原地区農道整備             | 昭和六十二年三月十日   |
| "    | 農村総合整備モデル事業中間地区"                | 昭和六十三年十一月三十日 |
| "    | 団体宮ほ場整備事業佐陀地区區画整理               | 平成元年三月二十日    |
| "    | 土地改良総合整備事業(水田農業確立対策特別型)今津地区農道整備 | 平成元年三月二十五日   |



|                             |           |              |
|-----------------------------|-----------|--------------|
| 農林業地域改善対策事業下榎(奥田)地区<br>ほ場整備 | 下榎(根妻)地区  | 昭和六十年三月二十日   |
| 区画整理                        | 下榎(小川尻)地区 | 昭和六十一年三月二十日  |
| 区画整理                        | 黒坂(下町)地区  | 昭和六十一年五月二十日  |
| 区画整理                        | 下榎(前ヶ市)地区 | 昭和六十一年五月二十日  |
| 区画整理                        | 下榎(岩田)地区  | 昭和六十三年三月十九日  |
| 山村地域農林漁業特別対策事業秋縄地区農道整備      | 津地地区農道整備  | 昭和五十一年十二月十五日 |
| 農業用排水                       | 榎市地区農道整備  | 昭和五十三年三月十日   |
| 第三期山村振興農林漁業対策事業門地区区画整理      | 下菅地区農業用排水 | 平成元年三月二十五日   |
| 地域農業拠点整備事業員原地区区画整理          | 三土地区      | 昭和六十一年一月二十日  |
| 集落農業構造改善事業久住原地区ほ場整備         | 三栗地区区画整理  | 昭和五十九年三月二十日  |
|                             |           | 昭和六十年三月十日    |

鳥取県告示第六百九十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

|      |                   |          |
|------|-------------------|----------|
| 事業主体 | 土地改良事業の名称         | 工事を完了年月日 |
| 日野町  | 団体営ほ場整備事業金持地区ほ場整備 | 平成元年三月十日 |

鳥取県告示第六百九十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号  
平成元年二月二十八日 鳥取県指令受都計三一第二三十七号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
鳥取市広岡字新前田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市海蔵寺二七―六

林 勲

鳥取県告示第六百九十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年四月五日 鳥取県指令受都計三一―二第三十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市広岡字東広岡

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市海蔵寺二七―二

山本光子

鳥取県告示第六百九十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年五月二十九日 鳥取県指令受都計三一―二第二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市高島字河端

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市和田町六一六

池田初美

鳥取県告示第六百九十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年六月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年二月九日 鳥取県指令受倉土維第十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市上井字唐樋

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町七二四

鳥取県経済農業協同組合連合会

会長理事 磯江義博

### 選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十五号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定等について）の一部を次のように改正する。

平成元年六月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

一の表医療法人清生会谷口病院の項に次のように加える。

老人保健施設ル・サンテリオン

倉吉市山根五五―二三三

### 公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

平成元年六月二十三日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

一 聴聞の期日及び場所

平成元年七月五日 午後一時

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名

東伯郡三朝町大字三朝九七〇―一

岡本光平